

# 小規模工事等契約希望者登録申請を受け付けます

●問い合わせ先 管財課 契約管財班 ☎(248)1040

小規模工事登録制度は、市が発注する小規模工事など(維持工事、修繕などの実施金額が50万円以下で内容が軽易なもの)の受注希望者をあらかじめ登録し、発注の際には優先的に業者選定の対象とする制度です。

※今回は、令和4年度、5年度分の登録申請になりますので、前回登録した事業所も登録申請が必要です

### ▼登録条件

- ①市内に本社法人登記がある法人事業所
  - ②市内に住民登録がある代表者が経営する個人事業所
- ※①②の場合でも、次のいずれかに該当する場合は登録できません
- ・市内に主たる事業所または住所を有しないもの
  - ・成年被後見人、被保佐人または破産者で復権を得ていないもの
  - ・市競争入札参加資格者名簿に登録しているもの
  - ・登録業種に係る契約を履行するために必要な資格、免許を有しないもの
  - ・市税など滞納しているもの

### ▼申請書類

- ・登録申請書(管財課にあります。市ホームページからもダウンロードできます)
- ・登録希望業種を履行するために必要な資格、免許などを証明する書類の写し
- ・商業登記簿謄本の写し(法人の場合)
- ・印鑑証明書(法人の場合)
- ・住民票(個人の場合)
- ・完納証明書(市税などに係る未納がない証明書)

### ▼提出方法

- ・管財課に随時持ち込み
  - ・午前8時30分～午後5時
  - ・土日祝日を除く
  - ・郵送で随時提出
- 〒861-1195  
合志市竹迫2140  
合志市役所 管財課  
契約管財班 宛



▲市ホームページ

## 見かけたら思いやりのある行動を

# ヘルプマークを交付しています

●問い合わせ先 福祉課 障がい福祉班 ☎(248)1144 ☎(248)1196

ヘルプマークとは、外見からは分からなくても援助や配慮を必要としている人が、周囲の人に配慮を必要としていることを知らせることで、援助を得やすくなるよう作成されたマークです。マークの交付を希望する人は、ヘルプマーク申込書を提出してください。ヘルプマークの交付は無料です。

### ▼ヘルプマーク交付場所

福祉課、県庁健康福祉政策課、菊池保健所



▲ヘルプマーク



▲市ホームページ

なお、県が独自に作成しているヘルプカードについては無料(申請不要)で配布しています。

ヘルプカードは、カード裏面に本人に必要な支援内容や緊急連絡先などを記載し、緊急時に周囲の人に伝えるためのものです。



### ▼ヘルプカード配布場所

福祉課、西合志総合窓口(御代志市民センター)、須屋支所、泉ヶ丘支所、県庁健康福祉政策課、菊池保健所、福祉総合相談所

## ヘルプマーク・ヘルプカードを見かけたら

ヘルプマークやヘルプカードを持っている人が困っているところを見かけたら「何かお困りですか」と声をかけるなど、思いやりのある行動をお願いします。

### 他にもさまざまなマーク・サインがあります

※市での交付はしていません

・ハートプラスマーク

・身体内部に障がいがある人を示します。

・耳マーク

聞こえが不自由なことを表示すと同時に、聞こえない人・聞こえにくい人への配慮を表すマークです。

・オストメイト

人工肛門・人工膀胱を造設している人のための設備があることを表しています。

・白杖SOSシグナル

白杖を頭上50cm程度に掲げて、SOSのシグナルを示している人を見かけたら、進んで声をかけて支援しようという普及啓発シンボルマークです。



# 運転免許自主返納と返納後の支援制度

●問い合わせ先 交通防災課 ☎(248)1555

運転免許は、自主返納ができます。返納した人には、申請による支援制度があります。

### ▼運転免許自主返納

#### ▼申請場所

警察署・運転免許センター

▼必要なもの 申請者本人の有効な免許証

▼対象 市の住民基本台帳に記載されている満65歳以上の人で、平成31年4月1日以降に運転免許証を自主返納し、運転免許の取消通知書または運転経歴証明書の交付を受けた人

※市税を滞納している人は対象になりません

### ▼運転経歴証明書

本人の意思で運転免許を自主返納した日から過去5年間の運転経歴について証明します。各支援制度を利用する際に必要な場合があります。

### ▼対象

免許自主返納後5年以内の人

#### ▼申請場所

警察署・運転免許センター

### ▼必要なもの

- ・申請による運転免許の取消通知書
- ・証明写真(縦3cm×横2.4cm)
- ・運転免許センターの場合には不要
- ・手数料1,100円

### ▼問い合わせ先

熊本北合志警察署 交通第一課 ☎(341)0110

### 市の支援制度

#### 市コミュニティバス回数券の交付

運転免許自主返納者に市コミュニティバスの回数券を交付します。



▲県ホームページ



▲市ホームページ

こんにちは

# こちら消費生活センターです

●問い合わせ先 市消費生活センター(総務課内) ☎2485442 相談受付時間 平日 午前10時～午後4時

## 脱毛エステ契約のトラブルが増えて

### 相談事例1

娘が昨年2月に脱毛エステの契約をしていた。期間は1年で契約金額の約30万円を個別クレジットで支払った。コロナの影響で施術をほとんど受けることができなくなったため、昨日、中途解約したいと申し出たが、契約期間を過ぎていたので応じることはできないと言われた。施術をほとんど受けていないが分割代金は支払わなければならないのは納得いかない。(40代 女性)

### 相談事例1の解説

期間が過ぎると中途解約は適用されませんが、コロナ禍で店舗が閉鎖していたなどの理由や契約書面の不備、契約勧誘に問題があれば、期間延長や取消の主張ができる場合があります。

### 相談事例2

ネット広告に16カ月間脱毛エステが無料で出来るとあったので、説明を聞きに行った。いろいろ説明をされ、契約をするまで帰してもらえない雰囲気ではなかったため、4年間の脱毛エステ34万円のクレジット契約をしてしまった。契約をしてしまったことを後悔している。クーリング・オフをしたいが電話だけでよいか。(20代 男性)

## 相談事例2の解説

クーリング・オフは、販売店とクレジット会社の両方にはがきで通知します。はがきは郵送する前に両面をコピーしましょう。また、簡易書留または特定記録郵便など記録が残る方法で送付しましょう。電話でクーリング・オフが了承されてもはがきを出すようにしてください。

### アドバイス

・脱毛エステの長期期間に渡る契約は解約条件をよく確認しておきましょう。○年間通い放題コースを勧められても○年間、という施術期間だけを鵜呑みにせず、必ず有償期間・回数契約書面を確認し、いつまで通ったら中途契約ができなくなるか確認しましょう。

困ったことがあったときは早めに消費生活センターにご相談ください。



市消費生活センターホームページ